

平成24年度瑞浪市地域公共交通会議 会議録

会議の日時 平成25年2月5日(火)午後1時30分  
会議の場所 瑞浪市役所2階大会議室  
出席委員数 委員 伊藤一智(岐阜運輸支局:木村治史 代理)  
佐藤智保(多治見砂防国道事務所:福沢 昇 代理)  
安部 樹(県公共交通課:鍋島 寿 代理)  
加納正男(多治見警察署)、二宮 隆(多治見土木事務所)  
松井貞義(岐阜県バス協会:山田芳喜 代理)  
門間 實(東濃鉄道:栗本敏樹 代理)  
山田和洋、橋本 清(以上 平和コーポレーション)  
臼井浩美(東濃厚生病院)  
三輪勝彦、渡邊勝利、三宅政臣、伊藤正義(以上 連合自治会)  
勝 康弘(副市長)、近藤浩二(市民福祉部長)  
可知勝宏(教育委員会)、足立正之(経済環境部長)  
日比野茂雄(土木課:木村伸哉 代理)  
事務局 遠藤(商工課長)、鈴木、吉田

事務局 お時間が参りましたので、これより、平成24年度瑞浪市地域公共交通会議を始めさせていただきます。私、本日の司会・進行を務めさせていただきます。商工課長の遠藤でございます。宜しくお願ひ申し上げます。

最初に、お手元の資料の確認をさせていただきます。5点程ですが、先ず1点目が公共交通会議資料、2点目が本会議の席表及び委員名簿、3点目がバスの運行時刻表、4点目が委嘱状、5点目がきなあつた瑞浪という農産物直売所のパンフレットでございます。皆さま、よろしかったでしょうか。

では、お手元の「瑞浪市地域公共交通会議資料」の3ページをご覧ください。「瑞浪市地域公共交通会議設置要綱」を掲載しておりますが、今回はその要綱第3条の基つき、皆様を平成24年度瑞浪市地域公共交通会議委員として委嘱させていただきますので、よろしくお願ひいたします。なお、要綱の詳細については各自ご確認をいただきたいと思ひます。

続いて、要綱第4条第1項の規程により、本会議の会長は副市長をもって充てるとなっておりますので、会議の開催に先立ちまして、当会議を主催します勝会長からご挨拶を申し上げます。

副市長 みなさんこんにちは。本日は大変お忙しい中、平成24年度の瑞浪市地域公共交通会議にご出席いただきましてありがとうございます。また、日頃は瑞浪市につきまして、格別のご理解、ご協力を賜りましてありがとうございます。先ほど課長の方からも話がありましたが、皆さまを平成24年度瑞浪市地域公共交通会議委員として委嘱させていただきました。審議のほど、どうぞよろしくお願ひ、申し上げます。

この地域公共交通会議でございますが、地域住民の生活に必要なバス等の旅客運送

の確保、利便性の向上を図ること、また、地域の実情に即した輸送サービスの実現をするために必要となる事項を協議していただくために設置しております。

後ほど説明がありますが、瑞浪市のコミュニティバスでございますが、平成10年度より運行を開始し、子どもたちの通学や、高齢者などの通院、買い物等に利用されており、市民の生活の重要な交通手段となっております。毎年10万人を超える市民の皆様にご利用いただいております。平成23年度の利用者は102,400人ほどで、平成22年度より若干は増えておりますが、平成19年度をピークに微減という状況が続いております。現在の運行事業者は平和コーポレーションでございますが、日々安全な運行にご尽力いただいていることに感謝申し上げます。ありがとうございます。

このコミュニティバスについては、毎年、各地域から多くのご意見をいただいておりますが、ご意見の中には難しいものも多く、市民の皆様には大変申し訳なく思っておりますが、今後も社会状況の変化に応じまして、可能な限り、対応していきたいと考えております。また、市の所有します2台のバスにつきましても、平成23年度、平成24年度で更新をさせていただきました。いずれもかなりの距離を走っており、老朽化していましたので、更新をさせていただきました。また、平成25年度につきましても、中学校の統合ということも見据えまして、通学バスを含めたコミュニティバスの運行再編事業を予定しております。今後も皆さま方のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

本日の議題につきましては、コミュニティバスの路線の新設、変更など、4議案でございますが、慎重なるご審議をお願い申しあげまして、私からの挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局        それでは、要綱第4条第4項の規程により、委員19名中19名のご出席があり、当交通会議が成立しましたことを報告させていただきます。当交通会議は、要綱第4条第6項の規程により、原則公開となっておりますので、ご承知をお願いします。

なお、本日の交通会議の議事録署名を、瑞浪市連合自治会代表の日吉町の渡邊勝利様をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入る前に、瑞浪市コミュニティバス運行概要について、担当より説明を行います。

事務局        それでは、瑞浪市コミュニティバス運行概要についてご説明いたします。資料の1ページをご覧ください。「コミュニティバスの運行概要について」と書かれたページですが、現在、瑞浪市では、コミュニティバスを8路線運行しており、うち4路線が全区間100円で乗ることができるワンコイン制、残りの4路線がエリアを超えるごとに100円が加算され、最大で400円となるエリア制ワンコインの路線となっております。

次に路線の利用実績についてご説明いたします。全体としては、年間乗客数が、平成23年度で約10万2千人となっており、平成20年度の約11万人から約8千人ほど減少しております。これは、朝晩の通学でコミュニティバスを利用する子どもの数が減少したこと、また、瑞浪市の人口自体が減少していることが主な原因であると考えられます。

続いて収支状況についてですが、こちらは利用客の減少に伴い、収入も、年々減少している状況です。

次の、年間事業費については、バス路線の延長により、年間走行距離が増えていることから、走行経費も増加しております。

次に、市の委託料支払額、県の補助金についてですが、年間走行費から収入を除いたものが市の委託料支払額となっており、こちらも以前と比べると県からの補助金が減っていることから、増加となっています。ちなみに平成23年度の市負担額は、ページをめくっていただき2ページの頭に載っていますが、四角く囲ってある部分の、2,630万5千円が市の負担となっています。

最後に、導入から現在までの経緯ですが、瑞浪市では、平成10年度より東濃鉄道のバス路線廃止に伴い、コミュニティバスの運行を開始しております。当初は東濃鉄道へ委託しておりましたが、平成14年度からは入札により平和コーポレーションへ事業者を変更しております。その後3年に一度入札を行っておりますが、平和コーポレーションが継続して運行を行っており、平成23年度にはプロポーザル方式による入札を行いましたが、その際も平和コーポレーションに決まり、現在運行を委託しています。以上でございます。

事務局        それでは、これから議案の審議に入りますが、慣例により会長が本会議の議長を務めることになっておりますので、会長である副市長に、議長をお願いいたします。それではよろしく願いいたします。

会 長        慣例ということでございますので、議長をつとめさせていただきます。よろしくお願いいたします。

では、今事務局よりコミュニティバスの概要について説明がありましたが、このことについてはまた色々なところで話が出て来るかと思っておりますので、質疑がございましたら、その場で行いたいと思います。それでは、本日の地域公共交通会議開催までの経過について、事務局より説明をお願いします。

事務局        昨年の8月に連合自治会を通じて依頼し地域から出た要望、並びに7～8月に行った乗客アンケート調査、昨年12月19日開催の路線体系検討会での意見を基に、今回の提案議案を作成し、地域や、関係機関、道路管理者及び警察等と事前協議を行っております。

会 長        これまでの経過について、事務局より説明がありましたが、これについて、何かご質疑はありませんか。

質疑は無いようですので、議事に入りたいと思います。まず、議題1「瑞浪市地域公共交通会議傍聴規程について」事務局より説明をお願いします。

事務局        議題1、地域公共交通会議の傍聴規程について説明させていただきます。資料の方は、4ページ、5ページになります。先ほども課長の方からお話がありましたとおり、

会議設置要綱第4条第6項の規程により、会議は原則として公開するとあります。ただ、公開の方法について傍聴等の規程がなかったということから、今回、この傍聴規程を整備するというものでございます。内容につきましては、瑞浪市の他の会議の傍聴規程に準じた形で作成しています。詳細はご覧いただければと思いますが、この傍聴規程を本日から施行させていただきたいと思っております。この取り扱いにつきましては、会議設置要綱第6条にありますとおり、会長が交通会議に諮り、定めることとなっておりますので、今回協議させていただきたいと思っております。

簡単でございますが、以上で説明とさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

会 長 　　ただいま、事務局より、議題1について説明がありましたが、この説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

　　よろしいでしょうか。一般的な傍聴規程ということで、定めたものでございます。それでは質疑も無いようですので、お諮りします。議題1の「瑞浪市地域公共交通会議傍聴規程について」は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　異議なし。

会 長 　　異議なしと認めます。議題1の「瑞浪市地域公共交通会議傍聴規程について」は、原案のとおり承認されましたので、この規程は、本会議より適用します。事務局の方は、傍聴希望者の有無を確認してください。

事務局 　　希望者はいません。

会 長 　　よろしいですね。それでは、今後このような扱いをさせていただきますのでよろしく申し上げます。

　　それでは、議題2「瑞浪市コミュニティバス路線の新設・変更について」事務局より説明をお願いします。

事務局 　　それでは資料の6ページをご覧ください。あと、この資料とは別で青色の「運行時刻表」があるかと思っておりますので、こちらの後ろから1枚めくった18ページをご覧ください。

　　こちらに「瑞浪市コミュニティバスの運行路線図」が載っていますが、今回は、ページ真ん中辺りの紫色の「市原＝名滝線」と、その少し下の黄緑色の「萩原線」の2路線を変更する予定です。なお、それに伴う運賃の変更はありません。

　　それでは資料6ページに戻っていただき、まず、「市原＝名滝線」の変更について説明いたします。今回この路線を変更した理由ですが、昨年6月に瑞浪市に新名所として「農産物等直売所 きなあた瑞浪」という施設ができましたが、この施設にバス車両の乗り入れを行うために、「きなあた瑞浪」という名称で停留所を設置し、現在の「市原＝名滝線」を延長しま

す。ちなみに、みなさまにはピンク色の「きなあつ瑞浪」のパンフレットを配布させていただきましたが、この施設は地元の新鮮野菜を取り揃えている他、霜降り割合が一般的な豚より多い「瑞浪ポーノポーク」なども販売しております。またお時間のある時にパンフレットを見ていただけたらと思いますが、瑞浪市の新名所となっておりますので、機会がございましたら、是非お立ち寄りいただけたらと思います。

話は戻りますが、資料6ページの説明文書の3行目辺りに、太字で「名滝＝市原線」「名滝＝一日市場線」となっていますが、この2路線は、現在の「市原＝名滝線」を、この2路線に分割したものと考えていただきたいと思います。

分割した理由ですが、ページの真ん中下辺りに、四角く変更前と書かれた部分の図があると思いますのでご覧ください。現在この路線の運行経路は、瑞浪駅前を出発した後に、黄色くなっている「一日市場」方面を通過し、緑色の「市原」方面へ行った後に、再び瑞浪駅前へ戻っていきます。

今回のバス停「きなあつ」はこの図の「名滝橋」と市原の間にできませんが、現状ですと、例えば「一日市場」近辺で乗客が乗車して、バス停「きなあつ」で降りると、その人は帰りにバスを利用することができなくなります。それを改善するために、現状一方向にしか走らない運行経路に、逆方向の経路を追加したいと思います。その下の図の変更後を見ていただくとわかると思いますが、運行本数がA、B、Cと一日3本あるもののうち、真ん中のBを逆回りにしたいと思います。さらに、名称が混乱しないように、A、Cは名滝から市原へ行くので「名滝＝市原線」に名称変更し、Bは名滝から一日市場へ行くので「名滝＝一日市場線」として、以前のBを減便し、新しく新設したいと思います。

では、資料11ページをご覧ください。こちらに赤、青、黄色の線がありますが、青が「名滝＝市原線」、黄色が「名滝＝一日市場線」で、赤い部分が、今回「きなあつ瑞浪」まで延長する分です。次の12ページに拡大図があるのでご覧ください。これは、施設内に乗り入れた時の運行経路ですが、この赤い矢印の動きでバスが走ります。真ん中の青色部分は道路ではなく広場となっておりますが、一般車両は入れない場所ですので、この中にバス停を設置したいと思います。見通しがよく、平日のみの運行のため、一般車両もそれほど多くないことから、安全面でも問題ないと思います。

続いて、今回の延長に伴い発着時刻なども変更しますので、14ページの時刻表をご覧ください。上に太字で「名滝＝市原線」「名滝＝一日市場線」となっている所を見てください。「月・水・木・金」と「火曜日」に運行ダイヤが分割されていますが、これは、「きなあつ瑞浪」が火曜定休日であり、バスの乗り入れができないため、このような形となりました。「きなあつ瑞浪」の通過後は同じ時間で運行するように作成したため、発車時間に違いがあります。

続いて、「萩原線」の説明をさせていただきますので、戻って、7ページをご覧ください。この萩原線についてですが、変更の理由は、瑞浪市山田町の上山田地区に、新しく「上山田」停留所を設置するためです。これ

は、地区要望により設置するものですが、停留所を新設することで、バス路線を延長させることになります。

16ページをご覧ください。茶色い線が現在の運行経路になりますが、地図左下の赤い部分が今回の延長部分です。次の17ページに拡大図があるのでご覧ください。左の方に拡大図があり、赤い線が丸く弧を描いていると思いますが、経路としては、道路からこの丸くなった部分の広場に入り、広場の中で転回して元の経路を戻っていく形になります。この広場は個人所有の土地ですが、上山田区が利用承諾をとり、バスが転回できるよう土地を整備したことで乗り入れが可能となっています。バス停はこの広場の中に設置する予定です。

この延長に伴い、発着時刻も変更となります。7ページに変更前、変更後と比較した表があるので見ていただきたいと思います。A～Dまで、1日4本運行しますが、Aが発車時間を、Bが発着時間を、C、Dは到着時間をこのように変更しました。他のバス路線との兼ね合いなどからこのように変更しましたが、JRなどへの影響はありません。

この路線の変更点は以上となりますが、これは上山田区より乗客が多く乗るとの要望で今回バス停を設置したものですので、試行期間を設けて、乗客がほとんどいないようならばバス停の廃止なども検討したいと思います。

続いて、7ページ真ん中にあります、日吉線についてですが、これは、バスの発車時間の変更を行います。理由は、他のバス路線との調整により、瑞浪駅前を同時に2台のバスが発車することを避けるためです。今回の変更により、15時30分発のバスが15時35分発になります。

その下ですが、最後に「釜戸＝大湫線」「釜戸＝平山線」とありますが、これはバス停の名称変更を行うものです。現在「釜戸小学校前」とバス停名がなっていますが、このバス停の前にJA釜戸支店ができたことで、住民の方より変更した方がよいのではという意見をいただいたため、「JA釜戸支店前」と名称を変更するものです。

議題2については以上となります。

会 長 今の中で、市原＝名滝線を2つに分ける話、そして、きなあたに新たに停留所を設けて時間をずらささせていただくという変更、萩原線については上山田に停留所を設置するという変更、日吉線の運行時刻の変更、釜戸＝大湫線、釜戸＝平山線については実情に合わせての停留所の名称変更が事務局より説明がありました。

ただいま、事務局より、議題2について説明がありましたが、この説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。特に、ご質疑もないようですが、ここで、今回の変更について、関係機関それぞれのご意見をお聞かせ願いたいと思いますので、よろしく願います。はじめに、今回の運行経路変更について、市道の道路管理者である市の土木課より、ご意見をお願いと思いますが、土木課より日比野課長補佐が来ておりますので、土木課としての意見を伺いたいと思います。

日比野 失礼します。課長が所要により出席できなかったため、私代理で参りました日比野

と申します。よろしく申し上げます。

ただいまお話のありました名滝 = 市原線、名滝 = 一日市場線ということで、これはきなあた瑞浪のオープンに伴う変更ということでございました。こちらの入口になりますが、歩道を渡って施設へ入ることになります。この歩道は小中学生の通学経路になっており、今年度、岐阜県、国交省、警察のご協力をいただきまして、通学路の点検を行いました。現場には、入口に歩行者ありという看板を付けてありますが、バスの出入りや利用者の出入りの際に交錯するというので、運行事業者には十分注意していただきたいと思います。入口は、大型車両も出入り可能な造りとなっております。その辺りの法律的な問題は大丈夫かと思いますが、十分注意していただきたいと思います。

それからもう1点、山田についてですが、こちらについても現場の方を確認させていただきました。こちらは県道から市道に入って、それから転回するということになっておりますが、この市道部分は生活道路になっており、出入りに注意していただきたいと思います。以上でございます。

会 長           ありがとうございます。きなあた瑞浪につきましては通学経路ということであり、事業者につきましては注意していただきたいと思われ、通学路については、安全の確保ということで、今の状況でいいのか確認しながら、また必要であれば、看板や標識の設置を考えていきたいと思われ。

                  それでは、多治見警察署の加納様、いかがでしょうか。

加 納           私どもからは事前に打ち合わせを伺いまして、今のきなあたの駐車場の関係で、若干気になる点がありましたのでお話をさせていただきました。バスが入った際に右回りということで、経路が交差しているということになり、出入り口も近いということでしたが、平日であり、たいへん失礼ですが来場者が少ないということであれば、見守るということで考えております。今後、きなあたへの出入りが増加するなどと、出入り口で右折して、左折するということ、また、入口から交差して入るということも考えると、乗客量の増加に応じて検討していただきたいと思われ。

                  また、乗降場所について言うと、店からみてバスの反対側となり、危険なので、左回りということも今後考えていただけたらと思われ。

                  後は、上山田につきましては県道から市道に入る際は十分に注意していただきたいと思われ。

                  その他、ご存じとは思われ、おとといの日曜日に山田町地内で高齢者が車にはねられたということもあり、コミュニティバスにつきましては、運転免許証を返納された方などの移動手段となり、地域の重要な足となりますが、バス停へ向かっていく経路について歩道の整備など、安全対策をご検討いただけたらありがたいと思われ。以上でございます。

会 長           ありがとうございます。きなあたについては平日ということで見守っていただけるとのことですが、交通量の増大に伴って対応しなければということでも検討していきたいと思われ。

                  それでは続きまして、多治見砂防国道事務所の 佐藤様、いかがでしょうか。

佐藤 国道についてですが、このきなあたにつきましては国道からも見えるということで、交差点改良の際に何点か意見を出させていただいて対応していただいておりますので、特段よろしいと思います。

会長 ありがとうございます。  
それでは、多治見土木事務所の二宮様、いかがでしょうか。

二宮 事前にご説明をいただいております。特に問題が無いと考えておりますが、先ほども申し上げられたとおり、安全に配慮して運行していただけたらと思います。以上でございます。

会長 ありがとうございます。県公共交通課の安部様いかがでしょうか。

安部 事前にご説明をいただいております、あらためまして、時刻表が火曜日に分けられて3分変わるということであり、利用者への周知を行っておけば混乱をまねかないと思います。

あと、萩原線につきましては上山田を新設されるということで、要望によって新設を行い、状況によって廃止も行うということですが、中々路線を引っ張って廃止にというのは難しいと思うので、上山田の方には事前に周知して強くPRを行った方が良く感じました。以上です。

会長 ありがとうございます。山田の方は、私の方でも十分活用していただかなければならないと思っております。  
それでは、中部運輸局岐阜運輸支局の伊藤様、いかがでしょうか。

伊藤 今皆さまのおっしゃられた通り安全に注意して運行していただきたいと思います。それから、利用促進ということですが、周知、PRをしていただきたいと思います。資料の中にもありましたが、逆回りということで帰りの便も活用していただくためということですが、住民の方に、このように使えば便利ですというように周知できたらと思います。また、もしこんな短い時間では使えないなどのご意見があればダイヤの見直しなども行っていただきたいと思います。

あと、県の安部さんもおっしゃられていましたが、上山田区の利用が少ないと取り止めもということでしたが、どれくらい少ないと廃止するですとか、どのくらい試行期間を設けて行うですとか、事務局さんの方で何かあれば教えていただきたいですが。

会長 事務局の方で、今の意見についてなにかありますか。

事務局 目安は現在設けておりませんが、1年ずつ見直すということで3年程度を目安に、他の地区でも説明しております。最低何人という中々難しいものですから、地域の方たちのご利用を、PRを含めて協力体制で進めるということで今回挙げさせていただきました。



会 長        ありがとうございます。今、関係機関からご意見をいただきましたが、安全確保が第一ということ、利用の促進に繋がるということでPR等、また、変更の周知徹底ということで、その辺のことを踏まえて事務局の方で対応をお願いしたいと思います。その他に、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

              それでは、他にご意見、ご質問も無いようですので、議題2の「瑞浪市コミュニティバス路線の新設・変更について」は、原案のとおりご承認いただくということで、よろしいでしょうか。

委 員        異議なし。

会 長        ありがとうございます。議題2の「瑞浪市コミュニティバス路線の新設・変更について」は、原案のとおり承認されました。

              次に、議題3の「バス車両の移動円滑化基準適用除外申請について」、事務局より説明をお願いします。

事務局        資料の19ページをご覧ください。こちらは、来年度、平和コーポレーションの所有するバス車両が老朽化したことに伴い、車両の更新を行うことについてです。今回の更新を行うバス車両は、主に「萩原線・釜戸＝大湫線・釜戸＝平山線」など、山間地が含まれている路線を運行します。

              本来は、路線バスのバス車両を新たに導入する際は、交通バリアフリー法に適合した車両を導入しなければいけません。しかし、これらの路線は道幅が狭いこと、急傾斜であることなど、路線状況が悪いことや、朝夕の子ども通学利用による座席数の問題などもあるため、バリアフリー法に適合した車両では安全性を担保した上で継続的な運行が困難であると判断されます。

              そこで、現状の運行車両と同等タイプの車両を導入することで、現状のサービス基準を下回らない運行ができると判断するため、適用除外を必要とするものです。

              運行会社の平和コーポレーションからも少しご説明いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

会 長        それでは、平和コーポレーション 山田様をお願いします。

山 田        運行会社の平和コーポレーション担当役員の山田と申します。よろしく申し上げます。今回の議案については、運行車両5台中、瑞浪市所有2台、当社所有3台という状況ですが、瑞浪市様の方で平成23年度、24年度に更新を行ったということで、それに合わせまして、当社も車の老朽化に伴う入れ替えを行いたいという意向でございます。

              ただ、市役所様の入れられた車両ですと、道路幅が狭いことや坂が急なこと、そして一番の問題は、子どもさんが朝晩使うことにより、座席数が少ないので、安全を確保した上での運行がしにくいということでもあります。乗降人数につきましては、子どもさんが20人を超える路線もありますので、20名以上の座席を確保できる車で幅の狭いところを走るバスですと、7m未満のいわゆるマイクロバスの大きさとなります。

しかし、法律ではバリアフリーに対応できなければいけないというものがありますので、この部分の適用除外が必要ということになります。

この書類だけではなく、この会議にてご審議をいただいた後に、乗降人数のデータや、市内障がい者団体のご理解、学校のご理解をいただいた上で認可が下りるということですが、まずはこの公共交通会議を経ないといけないということであり、今回の申請とさせていただきます。

また、この車両につきましては、平成20年度の公共交通会議の際に会議を通じて許可をいただいております、平成21年度の車両の後継者になります。型式が若干変わっておりますので、改めて審議が必要となります。ご理解をいただきまして、改めてご審議いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

会 長 瑞浪市の状況が、低床バスを走らせるということが困難ということで、バスの老朽化に伴いまして入れ替えを行うということです。この地域公共交通会議を経て、他の機関との調整を行うということですが、この説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

ご意見、ご質問も無いようですので、議題3の「バス車両の移動円滑化基準適用除外申請について」は、原案のとおりご承認いただくということで、よろしいでしょうか。

委 員 異議なし。

会 長 ありがとうございます。議題3の「バス車両の移動円滑化基準適用除外申請について」は、原案のとおり承認されました。

続きまして、議題4の「コミバス大湫の子ども料金の導入について」、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、資料の20ページをご覧ください。「コミバス大湫の子ども料金の導入について」ですが、本来であれば運行主体である、大湫町コミュニティ推進協議会から説明があるところですが、代理にてご説明させていただきます。

今回の経緯としましては、昨年、コミバス大湫の運行主体である「大湫町コミュニティ推進協議会」に、利用者の方から、子ども料金を導入してほしいとの意見が寄せられたことが始まりとなります。それにより、「コミバス大湫運行にかかる検討委員会」にて検討が行われ、その結果、子ども料金を導入する方針が決定しました。そこで、当協議会より瑞浪市に、地域公共交通会議の議題として提案する旨の要望書が提出されたため、本会議の議題に挙げさせていただきました。

まずは、この「コミバス大湫」について、説明させていただきます。次の資料21ページをご覧ください。コミバス大湫は平成22年4月の地域公共交通会議にて、皆さんにご協議いただき、平成22年7月1日より運行を開始しており、運行主体は「大湫町コミュニティ推進協議会」となっています。

運行内容としましては、地域間デマンド交通という方式ですが、毎週

月曜から金曜の平日に1日1往復を設定しており、前日の15時まで予約があった場合のみ運行を行っています。

往路は朝9時30分頃に大湫町エリア内で、予約のあった家の前まで迎えに行った後、瑞浪市街地エリアへ向かいます。復路は午後12時56分頃に瑞浪市街地エリアを出発し、大湫町エリアの各自宅まで送り届けます。

現在の運賃は、片道700円となっております。

運行経費は、1運行3,950円で、この経費掛ける運行回数が運行事業者への総支払額となります。総支払額の内訳ですが、瑞浪市はこの3分の1を補助金として出しております。残りの3分の2を、バスの利用客の支払った運賃と「大湫町コミュニティ推進協議会」の持ち出しによる負担となります。ですので、利用客が多いほど、「大湫町コミュニティ推進協議会」の負担は軽くなります。

一部説明を省略させていただきますが、次の22ページをご覧ください。運行実績が載っておりますが、当初の平成22年と、平成24年の利用状況を月平均で比較すると、利用者数も増えてきている状況です。

では、20ページへ戻ってください。今回の議題では、子ども料金を導入するということですが、具体的には、現在、誰が乗っても700円である所、半額の350円の子ども料金を設定いたします。この子どもの対象年齢ですが、3歳から小学6年生までということで、「コミバス大湫運行にかかる検討委員会」の中で決めていただいたものです。

導入の時期としては、今年の4月1日からを予定しております。説明は以上となります。

会 長       ただいま、事務局より、議題4について説明がありましたが、この説明について、ご意見、ご質問はございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。地元の方で、このような形で行いたいということですが、ご意見、ご質問も無いようですので、議題4の「コミバス大湫の子ども料金の導入について」は、原案のとおりご承認いただくということで、よろしいでしょうか。

委 員       異議なし。

会 長       ありがとうございます。議題4の「コミバス大湫の子ども料金の導入について」は、原案のとおり承認されました。

本日予定しておりました議事は、これですべて終了いたしました。たいへん熱心に慎重審議いただき、ありがとうございました。

本日、ご審議・ご承認をいただきました議事のうち、議題2、3、4につきましては、道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が調ったこととして、岐阜運輸支局へ届け出をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

次第の5番、「その他」ですが、事務局何かありますか。

事務局       事務局としては、特にございません。

会 長        委員の皆さんから、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いします。  
      特にご意見等も無いようですので、これをもちまして、議長を降りさせていただきます。皆様に慎重審議をしていただきましたこと、また、ご協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。それでは、事務局に進行をお返しします。

事務局        どうも皆さまありがとうございました。これをもちまして瑞浪市地域公共交通会議を終了させていただきます。本日は長時間にわたり、ありがとうございました。

( 午後 2 時 20 分 閉 会 )

平成    年    月    日

議事録署名者 \_\_\_\_\_